

市税・国民健康保険税の

納め忘れはありませんか？

税務課管理収納係

☎ 25 1132

市税は、医療・福祉・教育など、住みよいまちづくりに使われる大切な財源です。

納期限を過ぎても納付がない場合には、20日以内に督促状を発送します。その後もお、納付がない場合には、催告書を発送し、自主的な納付をお願いしています。

10月に催告書を発送します

10月上旬に、催告書を発送します。送付の対象となるかたは、令和4年度の市税に滞納があり、督促状を発送してもなお、納付の確認ができていないかたです。催告書が届いたかたは内容を確認のうえ、早急に納付してください。

市税は次の場所で納付できます

・税務課

(市役所西庁舎2階)

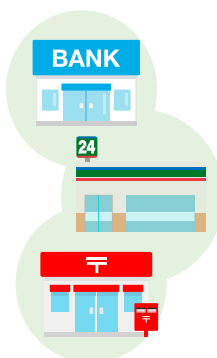
・各連絡所

・コンビニエンスストア
(一部店舗を除く)

取扱金融機関

百五銀行、三十三銀行、東京銀行、桑名三重信用金庫、東海労働金庫、伊勢農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行・郵便局(三重・愛知・岐阜・静岡)

また、納期限の日に指定された口座から自動的に納税できる口座振替や、納付書に印字されたバーコードを利用したスマートフォン決済でも納付できます。



納付書をなくしたときは？

納付書をお持ちでなくても、税務課・各連絡所で納付することができます。また、納付書の再発行を希望されるかたは、税務課にて再発行しますので連絡してください。

延滞金について

納期限を過ぎて市税などを納付した場合「延滞金」を納めていただくこととなります。延滞金の計算方法は、本税額に延滞している期間に応じた割合(令和4年は、納期限の翌日から最初の1か月間は年2.4%、1か月を経過する日の翌日以降は8.7%)を乗じて算出します。

延滞金は、納期限までに納めていただければ、本来負担する必要のないものですので、納期内納付をお願いします。

滞納処分とは

督促状を発送した日から起算して、10日を経過した日までに、その市税などの納

付がないときは、やむを得ず、財産調査や差し押さえなどの滞納処分を行うこととなります。

・財産調査とは？

勤務先や取引先・金融機関・生命保険会社などに対して調査を行うことです。

・差し押さえとは？

給与・預貯金・年金・生命保険・不動産などの財産を差し押さえることです。

納付の相談はお気軽に

新型コロナウイルス感染症の影響や、失業、病気などのやむを得ない事情により、税金を納めることができない場合は、気軽に相談してください。また、開庁時間に来庁できないかたのため、市役所西庁舎2階・税務課窓口にて夜間納税相談を行っています。

〔夜間納税相談窓口〕

平日午後5時15分～8時(要予約)

希望するかたは、管理収納係へ事前に連絡してください。



令和4年度 国民健康保険税の 減免申請について

税務課市民税係
☎ 25 1134

新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者(世帯主)の令和4年中の収入が令和3年中の収入より3割以上減少する見込みのかたや、新型コロナウイルス感染症により、生計維持者(世帯主)が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯のかたなどを対象に、国民健康保険税の減免申請を受け付けています。なお、収入については、減収に伴う公的機関などからの給付金などは除きます。

申請書類の入手方法 税務課・各連絡所窓口、市ホームページ

準備物 令和4年中の収入が分かるもの(売上台帳、給与明細など)

留意事項 生計維持者(世帯主)の令和3年中の所得が0円以下の場合、減免はできません(死亡、または傷病を負ったかたは減免対象となります)。

くわしくは問い合わせてください。